

令和6年第4回矢掛町議会第2回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 令和6年6月12日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（閉会） 午前 9時48分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	欠	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|            |         |             |           |
|------------|---------|-------------|-----------|
| 町 長        | 山 岡 敦   | 副 町 長       | 山 縣 幸 洋   |
| 教 育 長      | 山 部 英 之 | 総務防災課長      | 堀 賢 一     |
| 会計管理者・財政課長 | 松 嶋 良 治 | 町 民 課 長     | 佐 藤 澄 江   |
| 税 務 課 長    | 妹 尾 一 正 | 健康推進課長      | 小 川 公 一   |
| こどもみらい課長   | 楠 木 貴 子 | 福祉介護課長      | 片 岡 崇     |
| 産業観光課長     | 池 田 敏 之 | 建 設 課 長     | 渡 邊 孝 一   |
| 上下水道課長     | 平 井 勝 志 | 建 設 課 参 事   | 黒 瀬 純 一   |
| 病 院 事 務 長  | 坪 田 芳 隆 | 介護老人保健施設事務長 | 小 出 優 子   |
| 総務防災課長代理   | 立 川 人 士 | 財 政 課 主 幹   | 石 井 亮 太 郎 |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第37号 矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例  
制定について  
議案第38号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税

の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 39 号 やかげ文化センター設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第 40 号 矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 42 号 令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 1 号）について

議案第 43 号 令和 6 年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

陳情第 1 号 介護保険の訪問介護基本報酬引き下げの撤回を求める陳情

日程第 2 総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出について

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。今月6日の本会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。なお、企画課長及び教育課長より、本日の会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

～～

日程第1 委員長報告 議案第37号 矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について

議案第38号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第39号 やかげ文化センター設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第40号 矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第42号 令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について

議案第43号 令和6年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第1号）について

陳情第1号 介護保険の訪問介護基本報酬引き下げの撤回を求める陳情

○議長（浅野 毅君） 日程第1、議案第37号から議案第40号までと議案第42号、議案第43号及び陳情第1号を一括議題とし、委員長報告を行います。

これらは、去る6日の本会議において審査をお願いした案件で、委員会審査も終了し、報告書も提出されておりますので、それぞれの常任委員長から審査の概要を報告していただきます。報告の順は、総務文教常任委員長、産業福祉常任委員長、予算決算常任委員長の順にお願いいたします。

それでは、総務文教常任委員長、石井信行君、お願いいたします。石井君。

○8番（石井信行君） 命により、総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

本委員会に付託された4件の付託案件の審査概要と審査結果を報告いたします。

まず、議案第37号、矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定については、企業誘致や民間への資本投下を促すものであると思うが、振興を図っていくために今後どのように促進していくのかという質疑があり、討論では、期間を延長することにより資本投下が見込まれるため、本議案に賛成であるとの意見がありました。採決の結果、全会一致で了といたしました。

続いて、議案第38号、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定については、「期間は2年か」という質疑があり、討論はなく、採決の結果、全会一致で了といたしました。

3つ目、議案第39号、やかげ文化センター設置条例の一部を改正する条例制定については、「町長が認める特別の理由がある時とは、具体的にどのような場合を想定しているのか」、冷暖房の使用料の詳

細についての説明をしていただきたいという質疑があり、討論では、冷暖房使用料を後日納付できるものである、近年天候不順であり空調を利用するか否かの判断が当日にできる、それは不要な利用を避けることができ使用電力量を抑えることにつながる、以上の点で本議案に賛成するという討論がありました。採決の結果、全会一致で了承いたしました。

4つ目、議案第40号、矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでは、料金増額の積算根拠を問う質疑があり、本条例とは直接関係はないけれども関連として要望し、「老健施設として実質は赤字収支が続いている。老健施設だけでなく、病院もそうだが、公営企業の経営はますます難しくなる。物価高騰対策としての国による支援に関する補正予算が今定例会に提出されておりますが、この支援が終了した後、どのように経営を維持していくのか」という質疑が出されました。討論はなく、採決の結果、全会一致で了承しました。

以上、審査概要と審査結果を報告いたしました。なお、不足の点がありましたら、同僚の委員からの補足をお願いいたしまして、報告を終わります。

〇議長（浅野 毅君） 続いて、産業福祉常任委員長、田中輝夫君お願いいたします。田中君。

〇5番（田中輝夫君） それでは、産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る6月6日の本会議において産業福祉常任委員会に付託を受けました、介護保険の訪問介護基本報酬引き下げの撤回を求める陳情について、6月7日に付託案件審査のため、産業福祉常任委員会を開催し、全委員出席のもと慎重に審査いたしました。

内容につきましては、会議録を御覧いただくこととして、概要と結果につきまして御報告いたします。

陳情第1号、介護保険の訪問介護基本報酬引き下げの撤回を求める陳情については、本案件についての質疑応答は無く、直ちに討論に入りました。

「今回の陳情内容だけでは、訪問介護事業所の赤字が解消されるとは思えない。全般的な改善について、国がもっと考えて支援をするべきであると考え」「介護保険のほかの事業とのバランスを考えた上で、結果的に訪問介護の基本報酬が引き下げられている。全介護サービスの利益率が平均2.4パーセントに対し、訪問介護サービスの利益率は7.8パーセントと訪問介護事業は良好だったことによるもの。状況は全国的に一律ではないため、各地域に応じ、地域の実状に沿う内容であるべき」「報酬改定は三年に一度あり、本年4月に基本報酬が引き下げられたばかりでその額が妥当であったかどうかは分からず、今の時点では判断できない」「報酬引下げを撤回すると利用者の利用料が高くなることも考えられる」

「この陳情は介護問題の一部分のみであるので、他の事業にも関連するので軽々には撤回すべきではない」などの意見がありました。

審査の結果、陳情第1号は、全会一致で不採択といたしました。

以上が、産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

〇議長（浅野 毅君） 続いて、予算決算常任委員長、原田秀史君お願いいたします。原田君。

〇6番（原田秀史君） それでは予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る6月6日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第42号及び議案第43号の審査のため、6月10日、予算決算常任委員会を開催し、町長ほか関係職員から説明を聴取しながら、慎重に審査を行いました。

質疑の詳細は会議録を御覧いただくとし、その審査概要と結果について、御報告いたします。

まず、議案第 42 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 1 号）についての審査であります。衛生費では、がん患者アピランスサポート事業助成金の詳細、制度等の周知について、農林水産業費では、修繕料の業者移管、排水機場能力検証調査箇所について、土木費では、民間賃貸住宅等建設補助金に係る住宅建設用地及び住宅の入居状況について、教育費では、伝統文化親子教室事業、学校安全総合支援事業の詳細、矢掛の偉人漫画増刷等について、諸支出金では、ふるさと納税の受付状況についてなどの質疑応答がありました。討論はなく、採決の結果、全会一致で原案を了いたしました。

次に、議案第 43 号、令和 6 年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第 1 号）についての審査では、宇内公会堂の改修に関する質疑応答がありました。討論はなく、採決の結果、全会一致で原案を了いたしました。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査概要及び結果です。不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（浅野 毅君） それぞれの委員長から付託案件の審査報告がありました。それでは、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） なしと認めます。討論を終結いたします。

お諮りいたします。それでは、討論のなかった議案第 37 号から議案第 40 号までの条例の制定及び一部改正案件 4 件、議案第 42 号及び議案第 43 号の補正予算案件 2 件、情第 1 号の陳情 1 件を併せた計 7 件について、委員長報告は、これを可とする又は不採択とするものでありましたので、それぞれの委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、議案第 37 号、矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について、議案第 38 号、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 39 号、やかげ文化センター設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第 40 号、矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 42 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 1 号）について、議案第 43 号、令和 6 年度矢掛町宇内財産区特別会計補正予算（第 1 号）については、それぞれ原案のとおり可決することに決しました。また、陳情第 1 号、介護保険の訪問介護基本報酬引き下げの撤回を求める陳情は、不採択とすることに決しました。

~~~~~

日程第 2 総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出について

**○議長（浅野 毅君）** 日程第 2、総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出についてを議題といたします。

総務文教常任委員長及び産業福祉常任委員長から会議規則第 74 条の規定により、お手許にお配りしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。総務文教常任委員長及び産業福祉常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員長及び産業福祉常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

~~~~~

○議長（浅野 毅君） お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日をもって第4回矢掛町議会第2回定例会を閉会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、第4回矢掛町議会第2回定例会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山岡 敦君） はい。令和6年第4回矢掛町議会第2回定例会につきましては、9日間の会期でございましたが、上程いたしました計13議案につきまして、それぞれ原案のとおり決定をいただきました。まことにありがとうございました。

議案並びに一般質問などで賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、今後、十分検討させていただきたいと存じます。また、決定いただきました予算等につきましては、速やかな事業実施を行い、必要とされている方々の生活・暮らしを応援してまいります。

今後も全職員が力を合わせ、時代の変化に柔軟に対応しながら、町民の皆様に寄り添った満足度の高いまちづくりを目指して取り組んでまいります。

議員の皆様には引き続き、御意見・御提言、また御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、これからしばらくの間、梅雨や台風によります風水害が心配されます。気象情報などに十分注意を払っていただきますようお願い申し上げますとともに、本町といたしましては、防災関係機関の協力をいただきながら、危機管理体制を整え、万全を期してまいります。

今後、本格的な暑さを迎えることとなりますが、議員の皆様、町民の皆様におかれましては、どうぞお体を大切にされ健康でお過ごしくださいますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅野 毅君） 以上をもちまして、閉会といたします。なお、この後、10時から議会全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様には全員協議会室へ御参集ください。

それでは、皆さんお疲れ様でした。閉会。

午前 9時48分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員